

空き家をお持ちの方へ

平成27年に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」によって、誰も住んでいない、使っていないことが常態である空き家については、法律に基づき指導、助言、勧告、命令等を行うことができるようになりました。また、特定空家等（倒壊の危険がある空家等）と認められた場合、土地にかかる固定資産税等の住宅用地特例を受けることができなくなります。

つきましては、空き家をお持ちの方は、適正な管理をしていただくか、解体・賃貸・売買等をお考えいただきたいと思います。

空き家についてのご相談等ございましたら、お気軽に大竹市建設部都市計画課建築住宅係（Tell: 0827-59-2168）までお問い合わせ下さい。

※このチラシは空き家をお持ちでない方へも送付しておりますので、ご了承下さい。